



5. その他申請書類他

確認申請受付事務処理要領 参照

[確認申請について](#)

6. その他

[\[省エネ法について\]](#)

- ・ 特定建築物のうち、第1種特定建築物（床面積2000平方メートル以上）は、新築・増改築及び大規模修繕の際に、第2種特定建築物（床面積が300平方メートル以上2000平方メートル未満）は、新築・増改築の際に、省エネ措置を所管行政庁に届け出る必要。

[\[人にやさしい福祉のまちづくり条例について\]](#)

[人にやさしい福祉のまちづくり条例について](#)